



平成 25 年第四回練馬区議会定例会が閉会

～ 「練馬区立防災学習センター条例」を可決 ～

と き 12月13日(金) 本会議 午後1時2分～2時9分

ところ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

11月29日(金)に開会した平成25年第四回練馬区議会定例会は、本日午後1時2分から本会議を開き、「練馬区立防災センター条例」「練馬区立学校教育支援センター条例」など区長提出38議案と、議員提出の「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」、委員会提出の「固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の計40議案を原案どおり可決し、午後2時9分閉会した。

今定例会において可決された議案の内訳は、別添資料のとおり。

【添付資料】

- ・ 議決件名一覧表
- ・ 意見書
- ・ 決議

【問い合わせ】 議会事務局 電話 03-5984-4732

平成25年第四回練馬区議会定例会議決件名一覧表

平成25年12月13日

議 決 議 案

- | | | |
|----|--|------------|
| 1 | 議案第116号 練馬区立防災学習センター条例 | (原案通り可決確定) |
| 2 | 議案第117号 練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 3 | 議案第118号 練馬区行政財産使用料条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 4 | 議案第119号 練馬区特別区税条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 5 | 議案第120号 練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 6 | 議案第121号 練馬区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 7 | 議案第122号 練馬区介護保険条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 8 | 議案第123号 練馬区立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 9 | 議案第124号 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 10 | 議案第125号 練馬区営住宅条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 11 | 議案第126号 練馬区風致地区条例 | (原案通り可決確定) |
| 12 | 議案第127号 練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 13 | 議案第128号 練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 14 | 議案第129号 練馬区立学校教育支援センター条例 | (原案通り可決確定) |
| 15 | 議案第130号 特別区道路線の認定について(南田中四丁目) | (原案通り可決確定) |
| 16 | 議案第131号 特別区道路線の認定について(西大泉二丁目) | (原案通り可決確定) |
| 17 | 議案第132号 仮称練馬区立大泉学園駅北第四自転車駐車場新築工事請負契約 | (原案通り可決確定) |
| 18 | 議案第133号 練馬区立谷原小学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について | (原案通り可決確定) |
| 19 | 議案第134号 仮称練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園整備工事請負契約の一部変更について | (原案通り可決確定) |
| 20 | 議案第135号 財産の無償貸付けについて(認証保育所用施設) | (原案通り可決確定) |
| 21 | 議案第136号 指定管理者の指定について(練馬区立区民・産業プラザ) | (原案通り可決確定) |
| 22 | 議案第137号 指定管理者の指定について(練馬区立石神井公園ふるさと文化館) | (原案通り可決確定) |
| 23 | 議案第138号 指定管理者の指定について(練馬区立石神井松の風文化公園) | (原案通り可決確定) |
| 24 | 議案第139号 指定管理者の指定について(練馬区立母子生活支援施設) | (原案通り可決確定) |
| 25 | 議案第140号 指定管理者の指定について(練馬区立豊玉高齢者センター) | (原案通り可決確定) |
| 26 | 議案第141号 指定管理者の指定について(練馬区立土支田デイサービスセンター等) | (原案通り可決確定) |
| 27 | 議案第142号 指定管理者の指定について(練馬区立高野台デイサービスセンター) | (原案通り可決確定) |
| 28 | 議案第143号 指定管理者の指定について(練馬区立石神井町福祉園) | (原案通り可決確定) |
| 29 | 議案第144号 指定管理者の指定について(練馬区立白百合福祉作業所) | (原案通り可決確定) |

- 30 議案第145号 指定管理者の指定について（練馬区立かたくり福祉作業所）（原案通り可決確定）
- 31 議案第146号 指定管理者の指定について（練馬区立しらゆり荘）（原案通り可決確定）
- 32 議案第147号 指定管理者の指定について（練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター）（原案通り可決確定）
- 33 議案第148号 指定管理者の指定について（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）（原案通り可決確定）
- 34 議案第149号 指定管理者の指定について（練馬区立小竹図書館）（原案通り可決確定）
- 35 議案第150号 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（原案通り可決確定）
- 36 議案第151号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（原案通り可決確定）
- 37 議員提出議案第8号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（原案通り可決確定）
- 38 委員会提出議案第3号 固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書（原案通り可決確定）
- 39 選任第5号 練馬区教育委員会委員任命の同意について（任命に同意）
- 40 選任第6号 練馬区教育委員会委員任命の同意について（任命に同意）
- 41 陳情第139号 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についての意見書の提出について（採択すべきもの）
- 42 陳情第140号 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についての意見書の提出について（採択すべきもの）

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して、一方的に軍の定めた手続に従うことを強制的に義務付けた。これに従わない場合、軍による対応措置を講じるとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。このような中国側の措置は、我が国に対して何ら効力を有するものではないことをここに言明する。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を民主主義・平和主義国家として我が国は断じて受け入れることはできない。

練馬区議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを強く要求する。

また、同盟国である米国をはじめ、自由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む国際社会及び国連をはじめとする国際機関と緊密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要な措置を講じることを政府に強く求める。

以上、決議する。

平成25年12月13日

練馬区議会

固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

わが国の経済は、金融緩和や経済対策などの各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、緩やかに回復しつつあるとされているところであるが、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、区民や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい。

このような中、現在、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の減免措置等は、区民生活の安定と、中小事業者にとっての事業の継続や経営の健全化に大きな力添えとなっており、今後も必要な措置であると考えます。

23 区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした減免措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が減免措置等を廃止することになれば、区民、とりわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧される。

よって、本区議会は東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を 2 割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 13 日

練馬区議会議長 小 泉 純 二

東京都知事 あて